

『S.C.Darts School』利用規約

はじめに

本規約は、株式会社 self creation（以下「SC」といいます。）が、その運営する『S.C.Darts School』（以下「スクール」といいます）及びホームページ、予約ウェブサイトの利用に関し、SC と会員との契約関係を定めるものです。内容を確認の上、楽しくレッスンを受講いただきますことをお願い申し上げます。

第1章 入会・変更・更新

第1条（入会）

1. 入会申込者は、SC が別途定める方法により、本規約に同意の上、SC に対してスクールの会員登録を申し込むものとします。申込みのあった時点で入会申込者と SC の間で受講契約が成立するものとし、入会とさせていただきます。
2. 入会の際に所定の入会金および受講されるコースの二ヶ月分のレッスン料をお支払いいただきます。
3. 未成年者のご入会の場合、保護者の同意が必要となります。
4. 受講契約成立後に、お客様の都合により受講開始日までにキャンセルをされた場合でも、事務手数料である入会金は返金できません。

第2条（受講開始日）

受講開始日は原則として、各月の第1レッスン日となります。

第3条（受講契約期間と更新）

1. 受講契約期間の開始は受講開始日の当該月とし、期間は1ヶ月間とします。所定の「各種変更締め日」までに、お客様又は SC から申し出がない限り、翌月から1ヶ月単位で自動更新とし、以後も同様とします。
2. コースごとに定められた指導期間を設定する場合がありますが、これは契約期間とは異なります。コースの指導期間終了時に契約が当然のように終了するものではありません。なお指導期間の定めのないコースでも同様とします。

第4条（契約の変更）

1. 受講契約期間中に、SC からクラス編成やレッスン会場、レッスン時間、レッスン料等の変更の申し入れをさせていただく場合がございます。
2. 変更をお願いする場合には、事前に書面にてご案内申し上げます。会員が同意した時点で契約は更新となります。
3. 会員がこの変更不同意されない場合には、契約期間満了と共に、受講契約の終了となります。その際には、退会の手続きをさせていただくこととします。
4. 会員が引っ越し等でレッスン会場を変更したい、コースを変更したいという場合には、所定の「各種変更締め日」までに、SC にお伝えください。翌月からの変更となります。

第5条（登録情報の変更）

住所・氏名・電話番号・緊急連絡先等が変更になった場合は、速やかに所定の用紙にご記入の上、受付、レッスン会場担当者へご提出ください。

第2章 入会金・レッスン料等

第6条（入会金）

入会時には、入会手続きの事務手数料として所定の入会金をお支払いいただきます。なお、ご入会いただくコースやレッスン会場によって異なる場合がございます。

第7条（レッスン料）

1. 受講いただくコースごとにレッスン回数とレッスン料が決まっております。レッスン料は受講を継続されている間は、原則として出欠にかかわらず毎月お支払いとなります。

2. コースの改訂等に伴い、レッスン期間の途中でレッスン料が変更される場合がございます。変更の際には予め書面にて内容をご案内致します。

第8条（ダーツ台利用料）

1. レッスンに使用していないダーツ台は各施設に掲示している価格と時間で利用することができます。

2. 一回当たりの使用可能時間や連続使用可能時間は、施設や時期により異なりますので、各施設の受付にてご確認ください。

第9条（支払方法・支払日）

レッスン料のお支払の方法や支払期日は、レッスン会場により異なります。「入会申込書」の「お支払日」欄をご確認ください。

第10条（未納入）

1. レッスン料が未納の際、督促のご連絡を差し上げる場合がございます。

2. 2カ月以上レッスン料の支払が滞った場合、レッスン受講をお断りし、退会手続きをさせていただく場合がございます。

第3章 レッスン受講

第11条（レッスン時間・スケジュール）

1. レッスンの回数、時間、内容等は、「入会申込書」の「レッスン内容」欄等、契約時にお渡しする書面にてご確認ください。コースを変更された場合は、同内容を別途ご案内致します。

2. 上記以外に有償で追加レッスンを実施致します。追加レッスンにご参加される場合は、当日レッスン直前に現金を受付にてお支払いください。なお追加レッスンが中止になった場合は、振替は行いません。

3. 1回当たりのレッスン時間には、入れ替え、片付け等の各種準備時間を含んでおります。

4. 講師のプロツアー参加等の事情で、レッスンを行う事が出来ない場合があります。翌月のレッスン予定は、前月までに公開致しますので、ご確認ください。

5. 月々のレッスン回数が決まっているコースについては、原則として、その月分のレッスンはその月内の日程にて実施しますが、場合により月をまたいで実施日程の調整をさせていただく場合がございます。

6. レッスン会場により夏期休館、冬季休館、メンテナンス休館日等を設定させていただく場合がありますので

『S. C. Darts School』利用規約	文書番号	1	第六版	頁	3/7
--------------------------	------	---	-----	---	-----

ご了承ください。その際は各レッスン会場及びホームページにてご案内致します。

7. 原則としてレッスン実施曜日・時間は固定しておりますが、やむを得ない事情により、曜日・時間を変更させていただく場合がございます。その際は予め SC からお客様にご案内致します。

第12条 (欠席・振替)

1. レッスンを欠席される場合は、予約ウェブサイトもしくはレッスン会場受付まで、当該レッスン開始時間までにご連絡ください。なお、レッスン回数券は、受付で、別途購入することも可能です。

2. 振替は、レッスン回数券を予約ウェブサイト上で使用することで可能になります。レッスン回数券は、当月以内と致します。一部コースについて、使用していない回数券2枚を翌月に繰越可能となっておりますが、コースの変更を行った場合は繰越した回数券の権利は失効します。

3. レッスン開始から30分以内までに当該レッスンを連絡なく欠席された場合は、当該レッスンの振替は実施せずレッスン回数券の付与も致しません。

第13条 (臨時休講)

1. 災害や悪天候、担当コーチの体調不良等やむを得ない場合には臨時休講をさせていただく場合がございます。

2. そのため、連絡のつきやすい電話番号やメールアドレス等を入会手続きの際に登録ください。なお臨時休講の連絡をお客様が確認出来ず生じた不利益について SC は責任を負いかねます。

3. 臨時休講は、振替と同じ扱いになります。

第14条 (レッスン会場の変更)

レッスン会場の移転や統合等の事情により、レッスン期間の途中でレッスン会場の所在地等の変更を内容とした更新申入れをさせていただく場合がございます。なおその際、レッスン料等が改定される場合がございます。変更の際は予め書面にてご案内を差し上げます。

第15条 (レッスン会場及びレッスンでの禁止事項)

会員は、スクールを利用するに当たり、レッスン会場及びレッスンにおいて、以下の各号のいずれかに該当し又は SC が該当する恐れがあると判断する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 飲酒行為
- (2) 賭博行為
- (3) 喫煙可能場所以外での喫煙
- (4) 撮影行為 (SC やコーチが特別に認めた場合を除く)
- (5) 休憩スペース以外での飲食
- (6) 入れ墨、タトゥーが見える状態での受講
- (7) サンドルやヒールのある靴等、けがの恐れがある服装での受講
- (8) 他会員、SC 及びコーチへの迷惑行為

第4章 各種手続き

第16条 (退会)

1. 退会される場合は、必ず所定の「退会届」にご記入の上、受付までご提出ください。

2. 退会のお申し出は入会申込書に記載されております所定の「各種変更締め日」までにお手続きください。所定の締め日を過ぎますとレッスン受講契約は自動更新となり、所定のレッスン料をお納めいただくこととなります。なお口頭、電話、メール等での受付は行っておりませんのでご注意ください。また、「各種変更締め日」はお支払い方法や受講されるレッスン会場により期日が異なりますのでご注意ください。

3. ただし、下記理由により退会される場合は、上記締め日を過ぎていても翌月以降のレッスンについて退会の手続きをさせていただきます。

- (1) お客様ご本人が傷病や出産等により受講が困難な場合
- (2) 同伴を必要とするコースで、保護者が傷病や出産等により同伴が困難な場合
- (3) 火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、お客様ご本人の受講および保護者の同伴が困難な場合
- (4) その他 SC が適切と認める場合

なお、締め日を過ぎてのお手続きの場合、一旦翌月分のレッスン料等を徴収させていただいた後、後日返金とさせていただきます場合がございますのでご了承ください。翌月以降分としてお納め頂いているレッスン料以外の金員がある場合は、あわせて返金させていただきます。

4. レッスン会場が閉鎖される際、適当な継続できるレッスン会場をご案内出来ない場合、その他レッスンを継続することが困難な場合、あるいはお客様との連絡が取れない場合等、SC が受講契約の更新を停止させていただく場合がございます。

5. 受講契約が停止されている状態や、第20条及び第21条に該当する場合、SC が会員の退会措置をとらせていただく場合がございます。

第17条（移動手続き）

1. 転勤、転居等の事情により、現在レッスンを受講されているレッスン会場と異なるレッスン会場でレッスンを継続される場合、所定の「移動連絡書」をご記入いただくことで移動手続きが可能になります。

2. 転居先によっては、レッスンを継続いただけるレッスン会場やコースをご案内できない場合がございます。

第18条（休会）

1. 下記理由により1ヶ月以上連続してレッスンを欠席される場合、所定の「休会届」を、「各種変更締め日」までに受付、レッスン会場担当者、または担当コーチへ提出いただいた場合に限り、所定の休会事務手数料を徴収の上でレッスン料の免除を行います。尚、休会にかかる事務手数料は月ごとに口座振替とさせていただきます。

- (1) お客様ご本人が傷病・出産、ご家族の介護等により1ヶ月以上連続して受講が困難な場合
- (2) 同伴を必要とするコースで保護者が傷病や出産、ご家族の介護等により1ヶ月以上連続して同伴することが困難な場合
- (3) 火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、お客様ご本人の受講および保護者の同伴が困難な場合
- (4) 出張等の仕事都合により1ヶ月以上連続して受講が困難な場合

2. 上記以外の多忙、自己都合、金銭不足等の理由による休会は、原則受け付けておりませんのでご了承下さい。

3. 上記(1)～(4)の理由により「各種変更締め日」を過ぎてのお手続きの場合は、一旦翌月分のレッスン料を徴収させていただいた後、後日返金とさせていただきますのでご了承ください。なお、「各種変更締め日」はお支払の方法や受講されるレッスン会場により期日が異なりますのでご注意ください。

4. 休会期間は毎年1月を1年の起点として、最大で年2回まで、1回2か月間迄とします。また前回休会の終了時から半年以内と入会后3か月間は休会対象外とさせていただきます。

5. 「各種変更締め日」までにお手続きの無い場合、休会期間終了後は継続受講となりますので、引き続き口座

『S. C. Darts School』利用規約	文書番号	1	第六版	頁	5/7
--------------------------	------	---	-----	---	-----

振替にてレッスン料の引き落としが御座います。

6. 一旦退会された後、再入会される場合は原則として入会金が必要になりますのでご注意ください。

7. 休会期間中に転居等でレッスン会場を移動される場合は、レッスン会場移動の手続きが必要となりますので、その時点でレッスン会場担当者までご連絡の上、第16条の退会の手続きをお願いいたします。

第5章 個人情報保護

第19条 (個人情報保護)

1. SC では、会員のプライバシーを尊重し、会員の個人情報の管理に最新の注意を払い、これを取扱うものとします。SC が取得するお名前、ご住所等のお客様の個人情報はスクール運営のために、またダーツ関連商品、各種イベント、あるいはこれらに関する各種サービスについて、SC がお客様にご案内する場合に限って使用させていただきますので、ご了承ください。SC が取得する主な個人情報とその利用目的は以下のとおりです。

2. SC が取得する個人情報は以下になります。

氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、保護者氏名、銀行口座、家族構成、職場情報、ダーツライブカード情報

3. 個人情報の利用目的は以下になります。

スクール運営管理、入退会管理、レッスン管理（受講、進級、レッスン出欠、レッスン料支払状況確認）、入会動機および本教室を知った理由等のマーケットリサーチ、大会およびイベント結果の掲示、レッスン映像撮影、レッスンの研究、ダーツ関連商品および各種イベント、これらに関する各種サービスのご案内

4. 情報の訂正、またはダイレクトメール等が不要な場合はお申し込みをされたレッスン会場までご連絡ください。

5. 退会後は、お客様の個人情報は、一定期間経過後に破棄します。なお、退会後も各種情報のご案内をお客様が希望された場合、または未納レッスン料等債務が残っている場合には、個人情報を保持いたします。

第6章 その他

第20条 (禁止事項)

会員は、スクール、ホームページ及び予約ウェブサイトを利用するに当たり、以下の各号のいずれかに該当し又はSCが該当する恐れがあると判断する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他のお客様を威迫し又は困惑させる行為
- (2) SC の信用若しくは名誉を毀損し又はSC の財産を侵害する行為
- (3) 第三者を差別、侮辱若しくは誹謗中傷し又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) SC 又は他のお客様又はスクール、ホームページ及び予約ウェブサイトに関連する第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又はおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
- (6) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (7) 受講に際し、コーチ及びレッスン会場の許可なくレッスン時の写真撮影・録画・録音を行う行為
- (8) SC の許可なく、コーチと電話番号・メールアドレス・各種SNS アカウント等の連絡先を交換する行為
- (9) 他のユーザーのアカウントを利用する行為
- (10) 自己のアカウントを他者に利用させる行為（利用させたことに重過失がある場合、利用されていることを知りながら放置している場合も含まれます。）

『S. C. Darts School』利用規約	文書番号	1	第六版	頁	6/7
--------------------------	------	---	-----	---	-----

- (1 1) レッスン会場や設備を毀損する行為
- (1 2) 第15条各項のいずれかに該当し、是正指示にしたがわない行為
- (1 3) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- (1 4) その他本規約に違反し SC との信頼関係を破壊する行為
- (1 5) その他、SC が不適当と判断した行為

第21条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、SC に対し、以下の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、または反社会的勢力の利益に供するためにスクールを利用するものでないこと。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、SC に対して脅迫的な言動または暴力を用いる行為や偽計または威力を用いて SC の業務を妨害または信用を毀損する行為を行わないこと。
2. SC は、会員が前項及び第15条に違反した場合、当該会員に何らかの通知または催告なく、会員登録抹消または契約の解除その他本規約に定める措置を講じることができるものとします。
3. 前項の措置により発生した一切の損害について、SC は損害賠償、補償その他の責任を負いません。また、会員は、第1項及び第15条に違反したことにより SC に生じた損害等を賠償するものとします。

第23条 (免責)

1. SC は、ホームページ及び予約ウェブサイトの動作に当たりエラーがないことを一切保証するものではなく、サービス提供の状態、アクセスの可用性、使用の状態については一切保証しておりません。
2. SC は以下の各号のいずれかに該当する損害に関し一切の責任を負わないものとします。
 - (2) 会員が自ら管理する ID 又はパスワードが漏洩、紛失し又は不正使用されたとき
 - (4) SC がスクール、ホームページ及び予約ウェブサイトの全部又は一部の利用の停止の措置をとったとき
 - (5) SC がスクール、ホームページ及び予約ウェブサイトの変更等の措置をとったとき
 - (6) SC がスクール、ホームページ及び予約ウェブサイトの提供の一時的中断の措置をとったとき
 - (8) SC がスクール、ホームページ及び予約ウェブサイトを終了したとき
 - (9) SC が利用規約の退会の措置をとったとき
 - (10) SC の責めに帰すべき事由によらず情報が漏洩又は滅失、毀損したとき
3. 何らかの理由で SC が会員に対し損害賠償の責を負う場合においても、SC の責任は、会員が受講されている1ヶ月分のレッスン料及びそれに類する金額を上限とします。ただし、SC に故意または重大な過失がある場合を除きます。
4. 会員は、本規約に違反したことに起因して SC に損害を加えた場合には、直ちに SC に対しこれを賠償する責任を負うものとします。
5. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該規定の無効部分以外の部分は有効とします。
6. 本規約の一部が特定の会員との間で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の会員との関係では有効とします。
7. 本規約に示される権利を行使または実施しない場合でも、SC が当該権利を放棄するものではありません。

第24条（遅延損害金）

会員は、履行期を経過したにもかかわらず SC に支払うべき金銭債務を履行しない場合、債務額から既払金を控除した残額につき、履行期の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第25条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、受講契約上の地位又は受講契約に基づき発生する権利若しくは義務を、SC の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第26条（協議事項）

SC と会員は、本規約に関連して SC と会員との間で紛争を生じた場合には、相互に誠意をもって協議するものとします。

第27条（専属的合意管轄裁判所）

受講契約に関連して SC と会員との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

第29条（本規約の変更等）

1. SC は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。ただし SC は以下の場合に、SC の裁量により、利用規約を変更することができます。

（1）利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。

（2）利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示します。

3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に会員がスクールを利用したときは、会員は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

附則 本規約は2024年3月15日から実施します。

〒214-0008

神奈川県川崎市多摩区菅北浦 2-13-2

株式会社 self creation